

令和8年

# 春の全国交通安全運動 宮崎県推進要綱

## 1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

## 2 期間

令和8年4月6日(月)～15日(水) 10日間  
※4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。



## 3 運動の重点

- 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 脇見・ぼんやり運転等の追放(県独自)

## 4 運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

### 令和7年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



(中学校の部 銅賞 坂元 瑠花さんの作品)



(高校・一般の部 銀賞 木村 一歌さんの作品)

宮崎県交通安全対策推進本部

# 令和8年春の全国交通安全運動の具体的推進事項

## 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

### 子どもは…

- 道路へのとび出しはやめましょう。道路で遊ばないようにしましょう。
- 横断歩道は、手を上げて、信号や右・左をよく見ながらわたりましょう。
- 外に出るときは明るい目立つ服や反射材用品等を身に着けましょう。
- 朝早く、夕方、夜外に出るときは、明るい目立つ色の服や反射材用品を身に付けましょう。
- 車の近くを横断しないようにしましょう。

横断歩道は手を上げる  
などして渡りましょう！



### 高齢者は…

- 道路を横断するときは、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 道路の斜め横断や、車の直前・直後を横断するのは危険なので絶対にやめましょう。
- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しましょう。

### 運転者は…

- 子どもや高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしましょう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しましょう。
- 生活道路では「人優先」の意識を持ち、速度を控えて通行しましょう。



### 家庭・地域・学校・職場では…

- 家庭や学校において、保護者や教育関係者は、子どもが安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみで子どもの交通事故防止に取り組みましょう。また、通学路における見守り活動を推進しましょう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化について、理解を深めるための交通安全教育・広報啓発を推進しましょう。

## 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

### 「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマホ等の通話や注視の危険性について、広報啓発を推進しましょう。  
ながら運転や歩きスマホによる交通事故を防止するため、交通安全教育を徹底させましょう。

### 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
- 歩行者等を早く発見するためにも、夜間の走行はハイビームが基本です。対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。

### 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は重大な犯罪です。「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。

自転車でも飲酒運転に  
なりません。絶対にやめ  
ましょう。

## 運転者・同乗者は・・・

- 二日酔い運転に注意。運転する場合は、前日のお酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すこと、飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供することも重大な犯罪です。
- 運行管理者と安全運転管理者による運転者の運転前後におけるアルコールチェックは義務です。
- 飲食店における飲酒運転をするおそれのある者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。

## 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 安全運転管理者による運転者のアルコールチェックは義務です。事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発を推進しましょう。



## 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。
- 妨害運転を受けたときのため、ドライブレコーダーをつけましょう。

## 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 後部席を含む全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの使用が運転者の義務であることを周知徹底しましょう。
- シートベルトやチャイルドシートの正しい使用方法に関する広報啓発を推進しましょう。



## 高齢運転者の交通事故防止対策

- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。
- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
- 70歳以上の方は、積極的に高齢者マークを付けましょう。
- 高齢者マークを表示している車の保護義務の周知を推進しましょう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しましょう。
- 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発に努めましょう。

## ※「制限運転」とは

高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えること。

- 【実施例】
- ・ 体調が悪いときには運転を控える。
  - ・ 高速道路、長距離の運転を控える。
  - ・ 速度を控えて運転する。
  - ・ 夜間、雨天時、通勤、通学時間帯の運転を控える。
  - ・ 不慣れな場所での運転を控える。
  - ・ 概ね1時間以上の連続した運転を控える。

## 外国人運転者の交通事故防止対策

- リーフレット等を活用し、日本の交通ルールを周知しましょう。
- 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化を図りましょう。

## 二輪車運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性の周知や、乗車用ヘルメットやプロテクターの正しい着用について広報啓発を推進しましょう。
- 若年層・中高年に対する二輪車の実践指導・安全教育・広報啓発を推進しましょう。
- ペダル付き電動バイクは、一般原動機付自転車の交通ルールが適用されます。ナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険等への加入義務について広報啓発を推進しましょう。

# 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

## 利用者は・・・

- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等の使用の禁止等、交通ルールを遵守しましょう。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。
- 幼児用座席に乗車させる場合は、シートベルトを着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の方の利用が禁止されています。
- 自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

## 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭・学校・職場等で、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を実施しましょう。
- 道路交通法の改正により、令和8年4月1日より16歳以上の自転車利用者による一定の交通違反への交通反則通告制度（青切符）が導入されます。



# 脇見・ぼんやり運転等の追放

## 運転者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行しましょう。
- こまめに休憩をとることを心掛け、運転に集中できる環境を整えましょう。

## 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報媒体を活用し、脇見・ぼんやり運転等の追放の広報啓発を推進しましょう。
- 交通ルール遵守とマナー向上のため、交通安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 体調管理を徹底し、過労や居眠り等の危険な運転をなくしましょう。



## 宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)  
場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
県庁1号館4階  
☎ 0985-26-7039  
相談日時  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後3時30分  
※ 受付は午後3時まで  
※ 面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

## 安全運転相談の案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気に該当し、または該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)  
相談窓口 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時～午後5時 ※事前に電話をお願いします。  
○ 宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999(音声案内2番)  
○ 都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999(直通)  
○ 延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999(直通)  
○ 安全運転相談ダイヤル #8080  
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分